

資料1 用語の解説

【あ行】

●一般緊急輸送道路

緊急輸送道路のうち、特定緊急輸送道路以外の緊急輸送道路をいう。10ページ参照。

●沿道耐震化道路

区が指定した「世田谷区緊急輸送道路障害物除去路線」のうち、都が指定した緊急輸送道路以外の道路をいう。10ページ参照。

【か行】

●旧耐震基準

昭和56年5月31日以前に着工して建てられた建築物の建築基準法の地震に対する構造の基準のこと。震度5強程度の揺れでは建築物が倒壊せず、破損したとしても補修することで継続使用が可能な構造基準として設定されている。阪神・淡路大震災では、この基準により建築された住宅の約64%が大きな被害を受けたと報告されている。

●緊急輸送道路

東京都地域防災計画に定める、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路、並びにこれらの道路と知事が指定する拠点（指定拠点）とを連絡し、又は指定拠点を相互に連絡する道路をいう。10ページ参照。

●区間到達率

東京都耐震改修促進計画（令和2年3月一部改定）により新たに導入された指標。特定緊急輸送道路の区間ごとに通行機能を評価する指標であり、当該区間に都県境入口の過半から到達できる確率をシミュレーションにより算出したもの。資料編 9ページ参照。

【さ行】

●住宅・土地統計調査

国の住宅に関するもっとも基礎的な統計調査。住宅及び世帯の居住状況の実態を把握し、その現状と推移を、全国及び地域別に明らかにすることを目的に、総務省統計局が5年ごとに実施している。最新の調査は「平成30年住宅・土地統計調査」である。

なお、調査の方法は、全国の世帯の中から統計的な方法によって約15分の1の割合で無作為に調査対象を抽出した、標本調査である。

●首都直下地震

中央防災会議において、マグニチュード7クラスの地震のうち、被害が大きく首都中枢機能への影響が大きいと思われる地震をいう。

●新耐震基準

昭和56年6月1日以降に着工して建てられた建築物の建築基準法の地震に対する構造の基準のこと。建築基準法では最低限遵守すべき基準として、建築物の耐用年数中に何度か

遭遇するような中規模の地震（震度5強程度）に対しては構造体を無害にとどめ、極めてまれに遭遇するような大地震（震度6強程度）に対しては人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目標している。

●世田谷区緊急輸送道路障害物除去路線

広域避難場所に接続する応急対策活動のための路線や、主要公共施設（病院、防災倉庫、土木資材倉庫等）、給水所、警察署及び消防署等を結ぶ路線などを、緊急啓開（道路障害物撤去）路線として区が定めた道路をいう。

●世田谷区地域防災計画（平成29年修正）

災害対策基本法第42条の規定に基づき、区及び関係防災機関が、世田谷区の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的に作成した計画のこと。

●世田谷区都市整備方針

「世田谷区街づくり条例」を根拠とした、都市づくり・街づくりにおける区の総合的方針であり、都市計画法第18条の2により策定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針」としての位置付けを持つもの。基本構想及び基本計画に即し、住宅整備方針や道路整備方針などの街づくりに関する分野別の基本方針の指針となる都市整備・街づくりに関する総合基本方針である。

●世田谷区街づくり条例

区民、事業者、区の信頼関係のもと、世田谷らしい安全で住みやすい快適な環境の街を守り育てていくため、区内のすべての街づくりの活動の基本となるものとして、昭和57年に定めた条例のこと。

●総合到達率

東京都耐震改修促進計画（令和2年3月一部改定）により新たに導入された指標。特定緊急輸送道路全体の通行機能を評価する指標であり、区間到達率を道路全体で加重平均して算出したもの。

【た行】

●耐震化

耐震診断を実施して地震に対する安全性に適合することを明らかにすること又は耐震改修等を実施することをいう。木造の構造耐震指標を示すI_w値が1.0以上もしくは非木造の構造耐震指標を示すI_s値が0.6以上であると、地震に対して倒壊又は崩壊する危険性が低いとされており、これらの値が高いほど建築物の安全性も高くなるといえる。

●耐震改修

地震に対する安全性の向上を目的として、建築物の増築、改築、修繕若しくは模様替又は敷地の整備をすること。

●耐震改修等

耐震改修、除却、建替えにより地震に対して安全な建築物とすること。

●耐震化率

全ての建築物のうちの、耐震性を満たす建築物（新耐震基準によるもの、耐震診断で耐震性ありとされたもの、耐震改修を実施したもの）の割合。

$$\text{耐震化率} = \frac{\text{新耐震基準の建築物} + \text{耐震診断で耐震性を満たす建築物} + \text{耐震改修を実施した建築物}}{\text{全ての建築物}}$$

●耐震診断

当該建築物の地震に対する安全性を評価すること。

●耐震性を満たす建築物

新耐震基準に適合するもの又は建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく耐震診断の結果、地震に対して安全な構造であることが確認された建築物をいう。

●段階的な耐震改修

東京都耐震改修促進計画（令和2年3月一部改定）により新たに採用された改修方法で、2回以上に分けて耐震改修を行うこと。通行機能の早期確保を図るため、1回目の工事で改修後のI s値を0.3以上とする耐震改修をいう。

●中央防災会議

内閣府の重要政策に関する会議の一つとして、内閣総理大臣をはじめとする全閣僚、指定公共機関の代表者及び学識経験者により構成されており、防災基本計画に関する重要事項の審議等を行っている。

●通行障害建築物

耐震改修促進法第5条第3項第2号に定める建築物で、地震によって倒壊した場合に、その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして定められている。

●定期報告制度

不特定多数の人が利用する特定建築物の安全性や適法性を確保するために、建築基準法第12条で専門の技術者（調査者・検査者）により建築物等を定期的に調査・検査し、特定行政庁に報告を定めている。

●東京都防災会議

災害対策基本法第14条及び東京都防災会議条例（昭和37年東京都条例第109号）に基づき設置される知事の附属機関である。知事を会長とし、指定地方行政機関、指定公共機関、都及び区市町村等の職員又は代表で構成されており、東京都地域防災計画の作成（修正）及びその実施の推進等を掌握している。

●特定既存耐震不適格建築物

既存耐震不適格建築物（耐震改修促進法第5条3項1号に規定された地震に対する安全性に係る建築基準法等の耐震関係規定に適合しない建築物）のうち、耐震改修促進法第14条に定める、学校、病院、老人ホーム、幼稚園、保育園、物品販売業を営む店舗などの多数の者が利用する一定規模以上の建築物をいう。

●特定緊急輸送沿道建築物

耐震改修促進法第5条第3項第2号に定められており、特定緊急輸送道路に敷地が接する建築物のうち、通行障害既存耐震不適格建築物に該当するもの。

なお、特定緊急輸送道路沿道の建築物とは、特定緊急輸送道路指定時に、高さの要件に該当する新耐震基準の建築物を含めたものをいう。

●特定緊急輸送道路

都が指定した緊急輸送道路のうち、特に沿道建築物の耐震化を促進する必要がある道路として都が指定したもの。その道路に敷地が接する建築物の所有者に対して、耐震化の状況報告の義務と、耐震診断の義務が課せられている。10ページ参照。

●特定建築物

耐震改修促進法第14条に定める特定既存耐震不適格建築物と用途・規模要件が同じ建築物をいう。

●特定天井

人が日常立ち入る場所に設置されている吊り天井で、天井の高さが6mを超え、水平投影面積が200㎡を超え及び単位面積質量が2kg/㎡を超えるものをいう。

【は行】

●避難路

建築物の敷地から、世田谷区地域防災計画で定める指定避難所等までの経路をいう。

なお、本計画の「避難路」については、社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-16-(12)-①住宅・建築物耐震改修事業の1.2十三における「避難路」に位置づけている。

●補強設計

耐震性能など建築物の強度的性能を向上させ安全性を高めるために、柱、梁、壁など建築物の主要構造部の補強を計画し、建築物の強度や粘り強さを向上させる設計のこと。

●防災基本計画

災害対策法第34条第1項の規定に基づき、中央防災会議が作成する政府の防災対策に関する基本的な計画のこと。

●防災塾

東日本大震災を契機とした区民の自助・共助の意識の高まりを受け、更なる防災知識の普及啓発を目的として区が行っている取組み。

【ら行】

●リバースモーゲージ

不動産を担保とした融資制度の一種。一般的に自宅と土地を担保として資金を借入し、自宅に住み続け借入人が死亡したときに担保となっていた自宅と土地を処分し、借入金を返済する仕組みをいう。

【や行】

●要安全確認計画記載建築物

耐震改修促進法第7条第1項に定める建築物をいう。世田谷区内では、特定緊急輸送道路沿道建築物が該当する。耐震診断を行い、結果を報告しなければならない「耐震診断義務付け建築物」である。

●要緊急安全確認大規模建築物

耐震改修促進法附則第3条に定める建築物をいう。地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なもの。「耐震診断義務付け建築物」である。資料編 6ページ参照。

【アルファベット】

●^{アイエス}I s 値

「構造耐震指標」と呼ばれ、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物等の耐震診断の判断の基準となる指標のこと。

●^{アイダブルユー}I w 値

「構造耐震指標」と呼ばれ、木造の建築物等の耐震診断の判断の基準となる指標のこと。

資料2 特定既存耐震不適格建築物一覧表

- ・特定既存耐震不適格建築物（耐震改修促進法第14条）
- ・指示（耐震改修促進法第15条第2項）の対象となる特定既存耐震不適格建築物（耐震改修促進法第15条）
- ・要緊急安全確認大規模建築物（耐震改修促進法附則第3条）

用途		特定既存耐震不適格建築物（※1）	指示対象特定既存耐震不適格建築物（※2）	要緊急安全確認大規模建築物（※3）
幼稚園、保育所		階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上（屋内運動場面積を含む）	階数2以上かつ1,500㎡以上（屋内運動場面積を含む。）	階数2以上かつ3,000㎡以上（屋内運動場面積を含む。）
	上記以外の学校	階数3以上、かつ1,000㎡以上		
老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの				
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
病院、診療所				
劇場、観覧場、映画館、演芸場				
集会場、公会堂				
展示場				
卸売市場				
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗				
ホテル、旅館				
賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舎、下宿				
事務所				
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
遊技場				
公衆浴場				
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの				
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗				
工場（危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物を除く）				
車両の停車場または船舶もしくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降または待合の用に供するもの				
自動車車庫その他の自動車または自動車の停留または駐車のための施設				
保健所、税務署その他これに類する公益上必要な建築物				
体育館（一般公共の用に供されるもの）				
危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物		政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物	500㎡以上	階数1以上、5,000㎡以上かつ敷地境界線から一定距離以内に存する建築物
都道府県耐震改修促進計画または市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物		通行障害建築物（※4）		

- ※1：法第14条に規定された建築物（施行令で定めるもので、施行令に定める規模以上のもの）。
- ※2：法第15条第2項に規定された建築物（施行令で定めるもので、施行令に定める規模以上のもの）。
- ※3：法附則第3条の規定に基づき平成27年12月31日までに耐震診断を行い、その結果を所管行政庁に報告することが義務付けられた建築物（施行令附則第2条で定めるもので、同条に定める規模以上のもの）。
- ※4：地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして施行令第4条で定める建築物。

資料3 耐震関係年表 ～戦後の大きな被害を出した地震～

発生年月日	地震名等	マグニチュード	人的被害(人)		住家被害(棟)			
			死者	行方不明者	全壊	全焼	流出	計
1946 (昭和 21) 12/21	南海地震	8.0	1,330	113	11,591	2,598	1,451	15,640
1948 (昭和 23) 6/28	福井地震	7.1	3,769	-	36,184	3,851	-	40,035
1949 (昭和 24) 12/26	今市地震	6.4	10	-	873	-	-	873
1950 (昭和 25)	建築基準法制定							
1952 (昭和 27) 3/4	十勝沖地震	8.2	33	-	815	-	91	906
1961 (昭和 36) 2/2	長岡地震	5.2	5	-	220	-	-	220
1962 (昭和 37) 4/30	宮城県北部地震	6.5	3	-	369	-	-	369
1964 (昭和 39) 6/16	新潟地震	7.5	26	-	1,960	290	-	2,250
1968 (昭和 43) 2/21	えびの地震	6.1	3	-	368	-	-	368
1968 (昭和 43) 5/16	十勝沖地震	7.9	52	-	673	18	-	691
1971 (昭和 46)	建築基準法施行令改正 (旧耐震基準)	・RC造:柱のせん断補強強化 ・一体のRC基礎等						
1974 (昭和 49) 5/9	伊豆半島沖地震	6.9	30	-	134	5	-	139
1978 (昭和 53) 1/14	伊豆大島近海の地震	7.0	25	-	94	-	-	94
1978 (昭和 53) 6/12	宮城県沖地震	7.4	28	-	1,383	-	-	1,383
1981 (昭和 56)	建築基準法施行令改正 (新耐震基準)	・構造計算へのじん性の導入 ・木造:基礎の緊結・壁量計算の見直し等						
1982 (昭和 57) 3/21	浦河沖地震	7.1	-	-	13	-	-	13
1983 (昭和 58) 5/26	日本海中部地震	7.7	104	-	1,584	-	-	1,584
1984 (昭和 59) 9/14	長野県西部地震	6.8	29	-	14	-	-	14
1987 (昭和 62) 3/18	日向灘を震源とする地震	6.6	1	-	-	-	-	-
1987 (昭和 62) 12/17	千葉県東方沖を震源とする地震	6.7	2	-	16	-	-	16
1993 (平成 5) 1/15	釧路沖地震	7.5	2	-	53	-	-	53
1993 (平成 5) 7/12	北海道南西沖地震	7.8	202	28	601	-	-	601
1993 (平成 5) 10/12	東海道はるか沖を震源とする地震	6.9	1	-	-	-	-	-
1994 (平成 6) 10/4	北海道東方沖地震	8.2	-	-	61	-	-	61
1994 (平成 6) 12/28	三陸はるか沖地震	7.6	3	-	72	-	-	72
1995 (平成 7) 1/17	兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)	7.3	6,434	3	104,906	7,036	-	111,942
1995 (平成 7)	建築物の耐震改修の 促進に関する法律の制定	・特定建築物所有者への耐震診断・改修の努力義務 ・耐震改修計画の策定による建築基準法の特例 ・耐震診断・耐震技術指針の国による提示等						
2000 (平成 12) 7/1	新島・神津島近海を震源とする地震	6.5	1	-	15	-	-	15
2000 (平成 12) 10/6	鳥取県西部地震	7.3	-	-	435	-	-	435
2001 (平成 13) 3/24	芸予地震	6.7	2	-	70	-	-	70
2003 (平成 15) 7/26	宮城県北部を震源とする地震	6.4	-	-	1,276	-	-	1,276
2003 (平成 15) 9/26	十勝沖地震	8.0	-	2	116	-	-	116
2004 (平成 16) 10/23	新潟県中越地震	6.8	68	-	3,175	-	-	3,175
2005 (平成 17) 3/20	福岡県西方沖を震源とする地震	7.0	1	-	144	-	-	144
2007 (平成 19) 3/25	能登半島地震	6.9	1	-	686	-	-	686
2007 (平成 19) 7/16	新潟県中越沖地震	6.8	15	-	1,331	-	-	1,331
2008 (平成 20) 6/14	岩手・宮城内陸地震	7.2	17	6	30	-	-	30
2008 (平成 20) 7/24	岩手県沿岸北部を震源とする地震	6.8	1	-	1	-	-	1
2009 (平成 21) 8/11	駿河湾を震源とする地震	6.5	1	-	-	-	-	-
2011 (平成 23) 3/11	東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災)	9.0	※2019年3月1日現在 死者 19,689 人、行方不明者 2,563 人 全壊 121,995 棟					

資料編

発生年月日	地震名等	マグニチュード	人的被害(人)		住家被害(棟)			
			死者	行方不明者	全壊	全焼	流出	計
2011 (平成 23) 3/12	長野県・新潟県県境付近を震源とする地震	6.7	3	-	73	-	-	73
2011 (平成 23) 6/30	長野県中部を震源とする地震	5.4	1	-	-	-	-	-
2012 (平成 24) 12/7	三陸沖を震源とする地震	7.3	1	-	-	-	-	-
2014 (平成 26) 11/22	長野県北部を震源とする地震	6.7	-	-	81	-	-	81
2016 (平成 28) 4/14	平成 28 年(2016 年)熊本地震	7.3	273	-	8,667	-	-	8,667
2016 (平成 28) 10/21	鳥取県中部を震源とする地震	6.6	-	-	18	-	-	18
2018 (平成 30) 4/9	島根県西部を震源とする地震	6.1	-	-	16	-	-	16
2018 (平成 30) 6/18	大阪府北部を震源とする地震	6.1	6	-	21	-	-	21
2018 (平成 30) 9/6	平成 30 年北海道胆振東部地震	6.7	43	-	469	-	-	469

出典：令和元年版消防白書（総務省消防庁）等

資料4 東京都における目標設定

■特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化と道路機能確保に係るシミュレーション

○ 目的

特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断を義務付けた耐震化推進条例に基づく取組により、沿道建築物の耐震診断実施率が97.7%（令和元年12月末時点）になり、路線ごとに建築物の位置と耐震性能がほぼ把握できた。

緊急輸送道路としての機能を確保するためには、任意の地点に到達できるようにすることが重要である。このため、特定緊急輸送道路全体を捉えた評価指標として、区間到達率及び総合到達率を導入し、シミュレーションにより算出した。

○ 区間到達率とは

区間ごとの通行機能を評価する指標であり、当該区間に都県境入口の過半から到達できる確率をシミュレーションにより算出したものである。

<区間とは>

交差点や中央分離帯の開口部により道路を区分した各部分をそれぞれ区間としている。

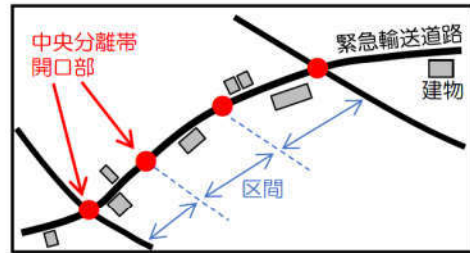
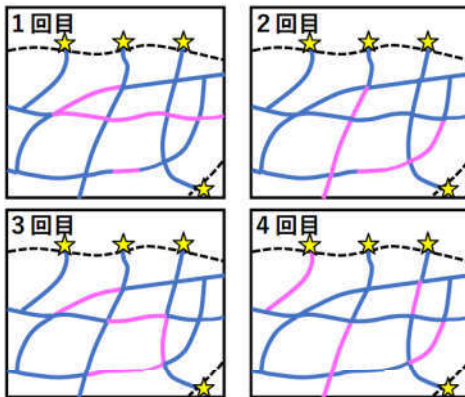


図9 区間のイメージ

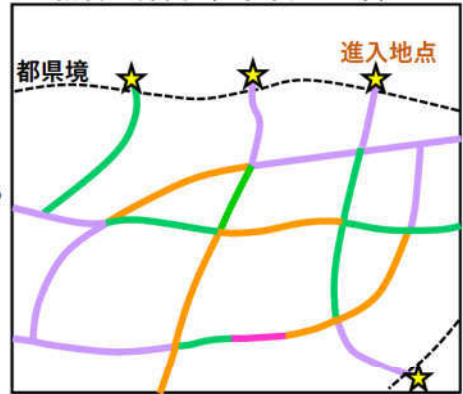
<区間到達率の算出方法>

①シミュレーションを10000回実施



— 都県境入口の過半から到達できる区間
— 上記以外の区間

②都県境入口の過半から到達できた回数の割合を算出（=区間到達率）



区間到達率 25% 50% 75% 100%

図10 区間到達率の算出イメージ

○ 総合到達率とは

特定緊急輸送道路全体の通行機能を評価する指標であり、区間到達率を道路全体で加重平均して算出したものである。

$$\text{総合到達率} = \frac{\text{A区間の区間到達率} \times \text{A区間の道路延長} + \text{B区間の区間到達率} \times \text{B区間の道路延長} + \text{C区間の区間到達率} \times \text{C区間の道路延長} + \dots}{\text{全道路延長}}$$

出典：東京都耐震改修促進計画（令和2年3月）

○ シミュレーションの設定条件

- ・地震強度：東京湾北部地震⁶や都心南部直下地震⁷の想定などから都全域を「震度 6 強」（最大速度 66cm/s）に設定
- ・倒壊率：設定した地震強度における l_s 値と建物倒壊率（被害率）の関係（林・鈴木ら、2000）⁸を基に推定
- ・使用する道路：東京都内の特定緊急輸送道路のみ
- ・進入地点：都県境入口の全 51 地点
- ・建物の倒壊方向：前面道路に倒壊する確率を 1/2 として設定
- ・中央分離帯及び交差点（中央分離帯の開口部）を設定



図 1 1 使用する道路（特定緊急輸送道路）

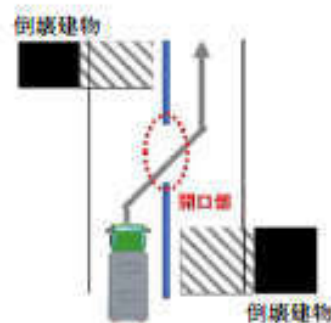


図 1 2 通行イメージ

○ シミュレーションの結果と目標設定

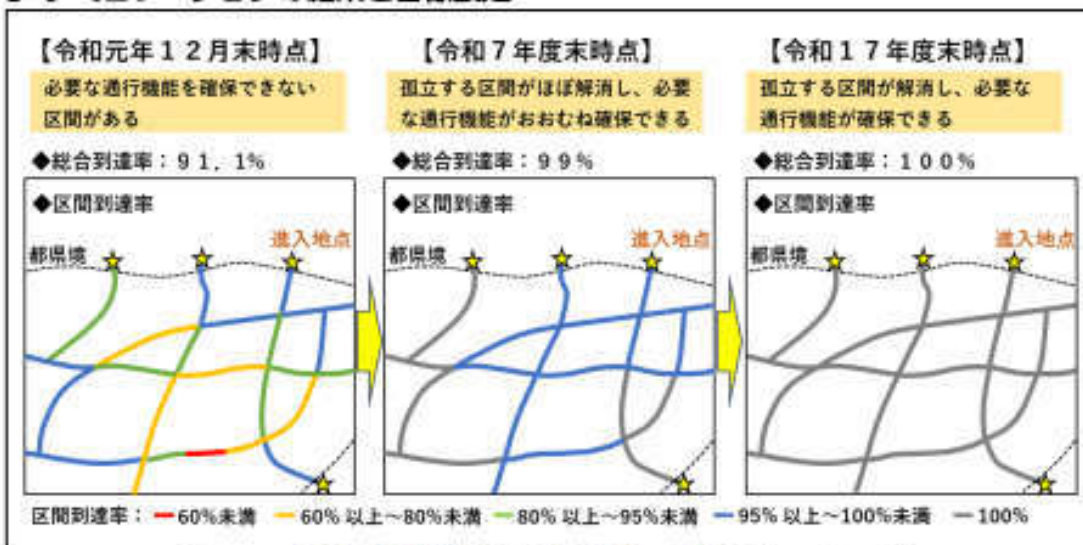


図 1 3 特定緊急輸送道路沿道建築物の目標設定のイメージ

6 首都直下地震等による東京の被害想定、平成 24 年 4 月 18 日公表、東京都防災会議

7 首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）、平成 25 年 12 月、中央防災会議

8 林・鈴木ら：耐震診断結果を利用した既存 RC 造建築物の地震リスク表示、地域安全学会論文集(2)、235-242、2000.11)

出典：東京都耐震改修促進計画（令和 2 年 3 月）

(参考) 区間到達率算出における耐震化の効果

区間 A の建物 a が耐震化されると、区間 A の区間到達率が改善されるだけでなく、区間 B・C の区間到達率も改善される。

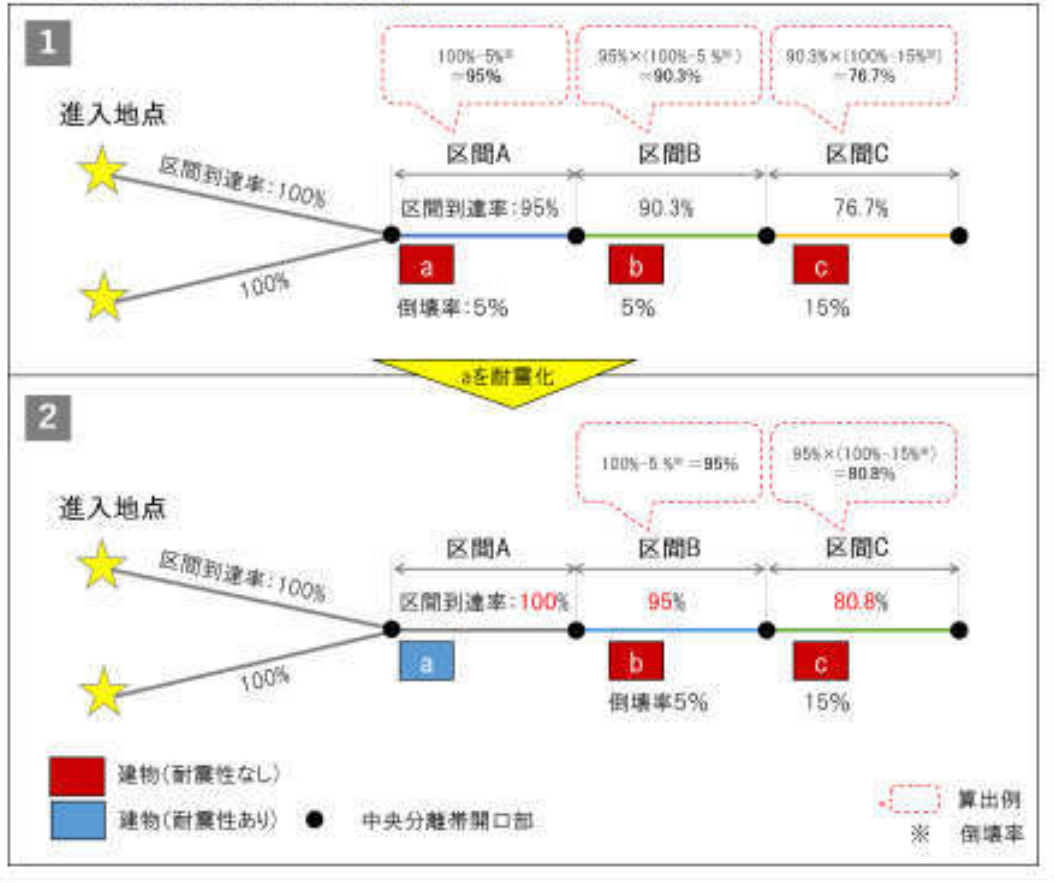
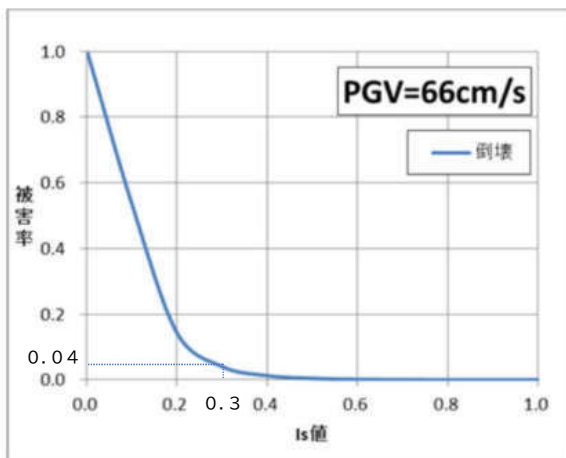


図 1 4 耐震化の効果のイメージ

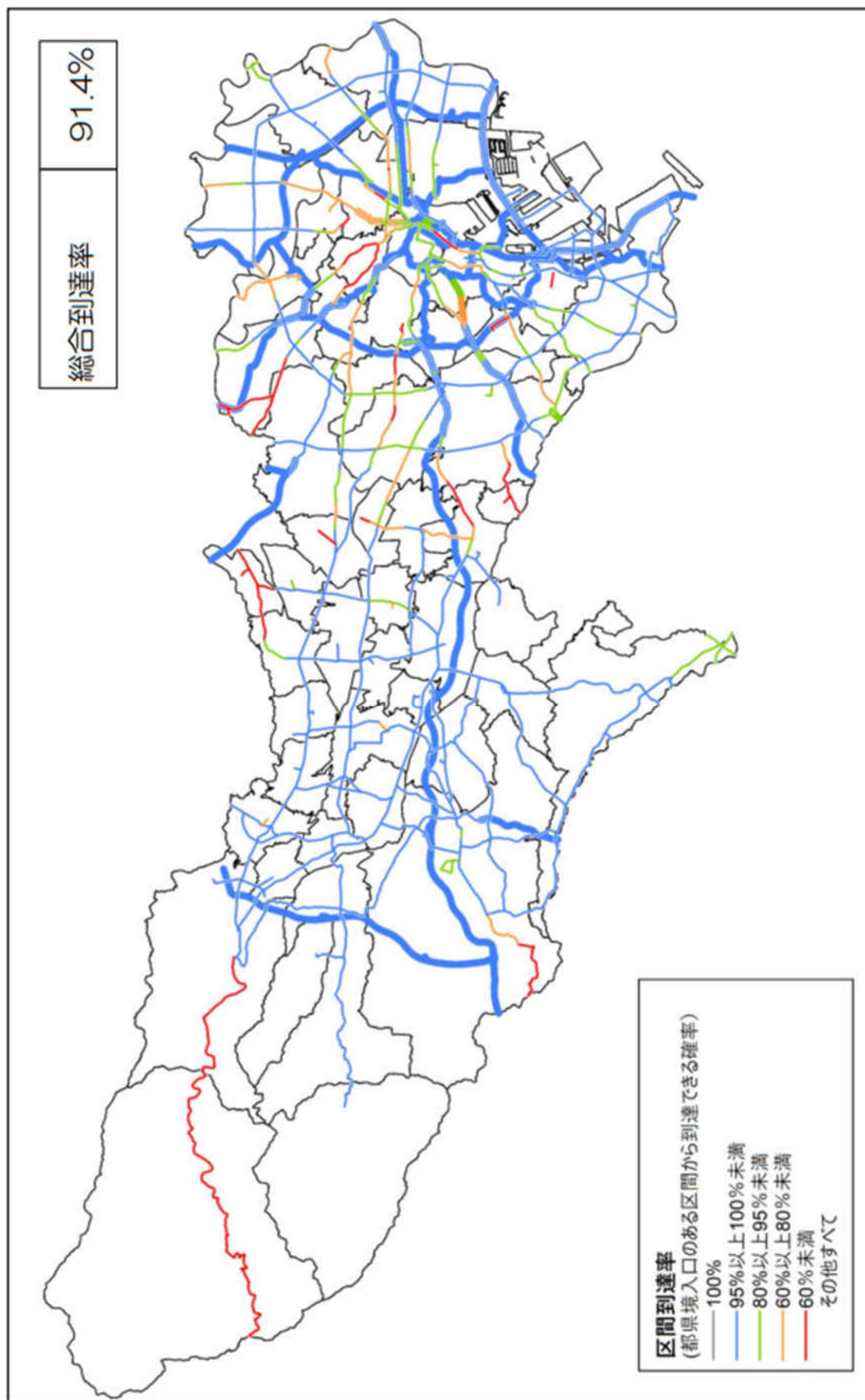
【倒壊率】 設定した地震強度におけるIs値と建物倒壊率（被害率）の関係（林・鈴木,2000）をもとに推定

出典：東京都耐震改修促進計画（令和2年3月）



最大速度 (PGV) =66cm/sの被害率曲線

出典：平成31年度東京都耐震改修促進計画第2回検討委員会資料より抜粋



令和2年6月末時点

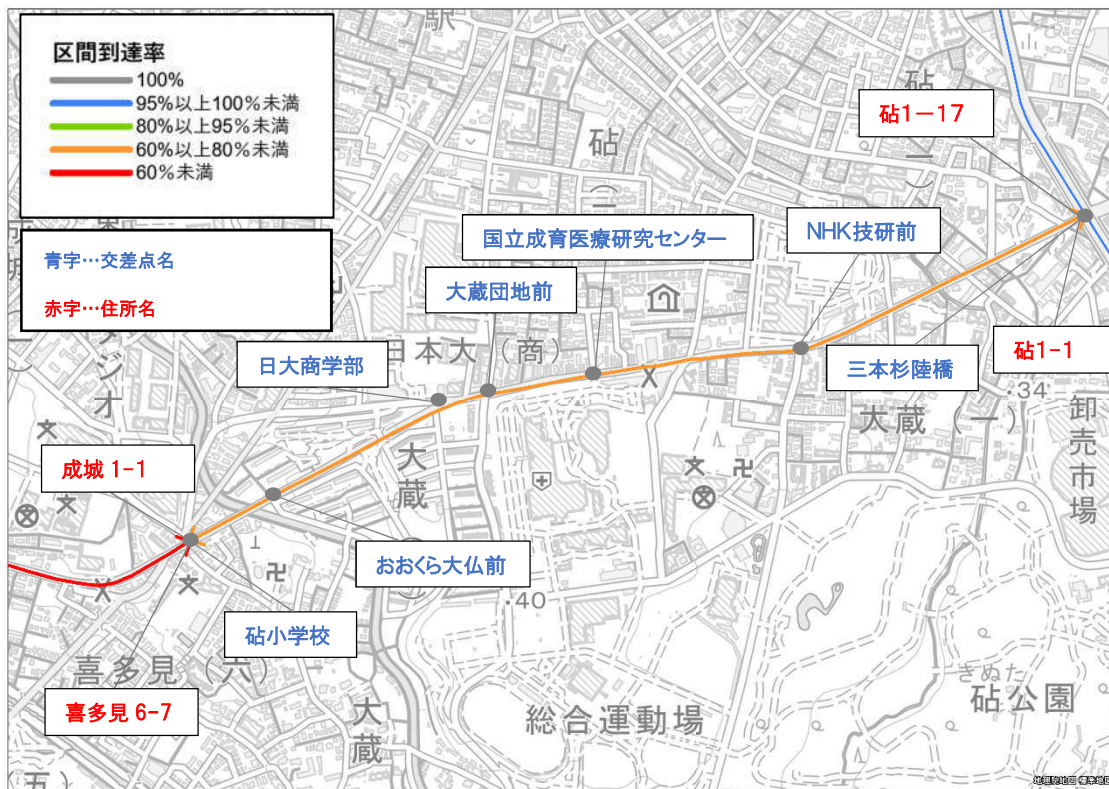
出典：東京都耐震ポータルサイト

(1)世田谷区内の特定緊急輸送道路区間到達率60%以上80%未満の区間

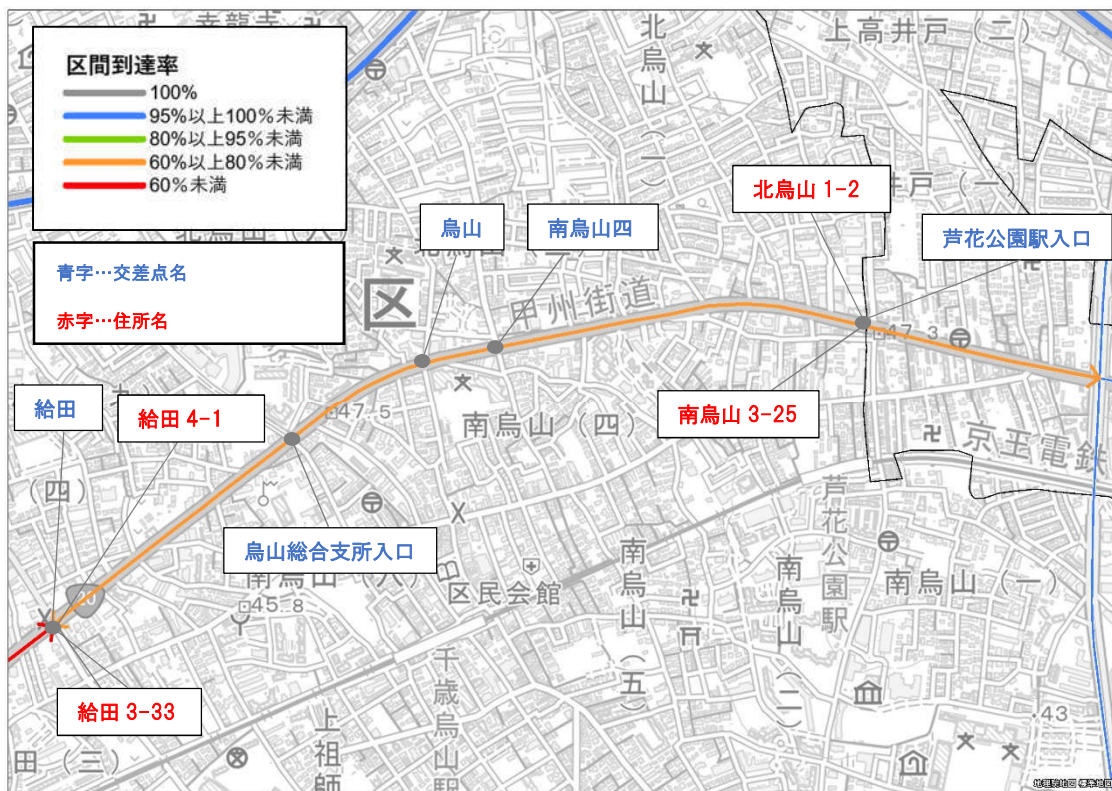
① 目黒通り



② 世田谷通り

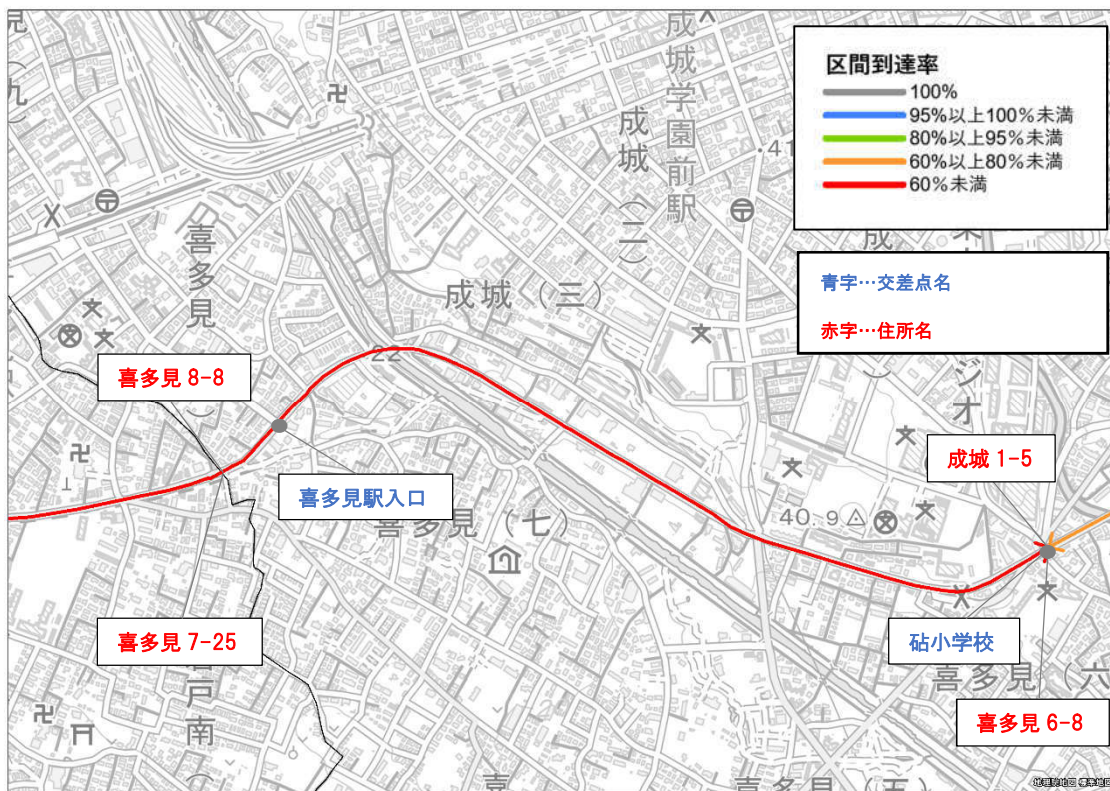


③ 甲州街道

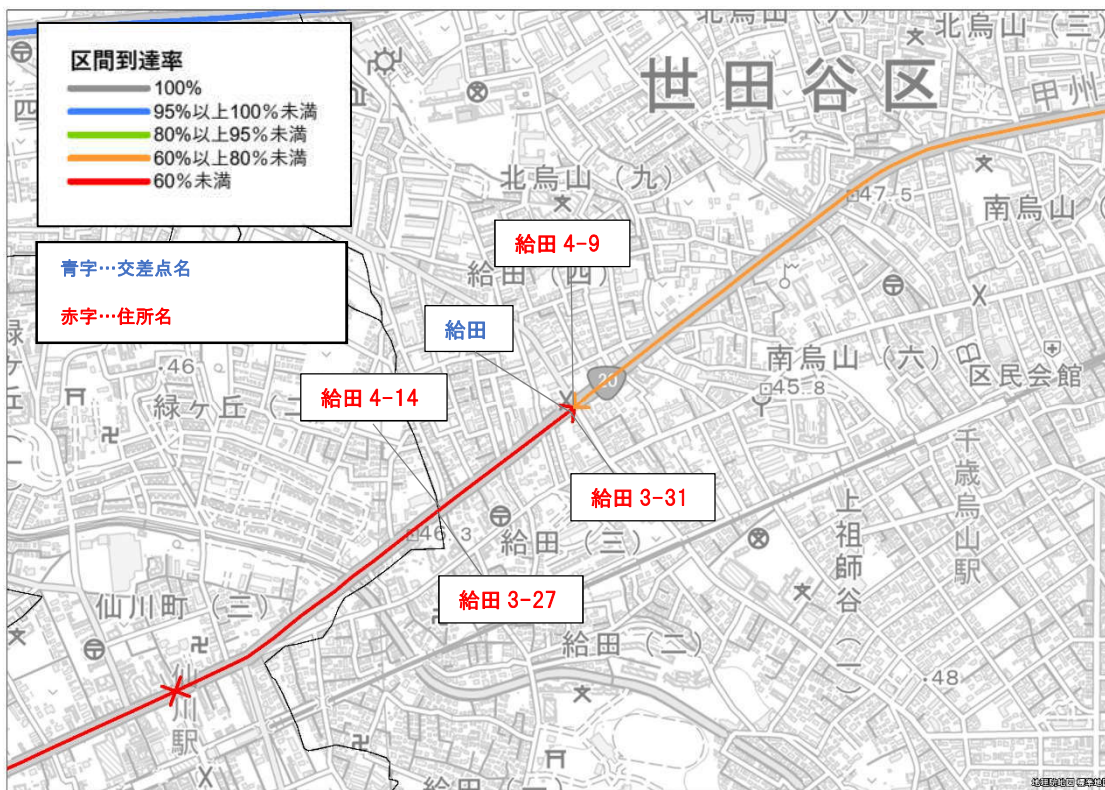


(2) 世田谷区内の特定緊急輸送道路区間到達率60%未満の区間

① 世田谷通り



② 甲州街道



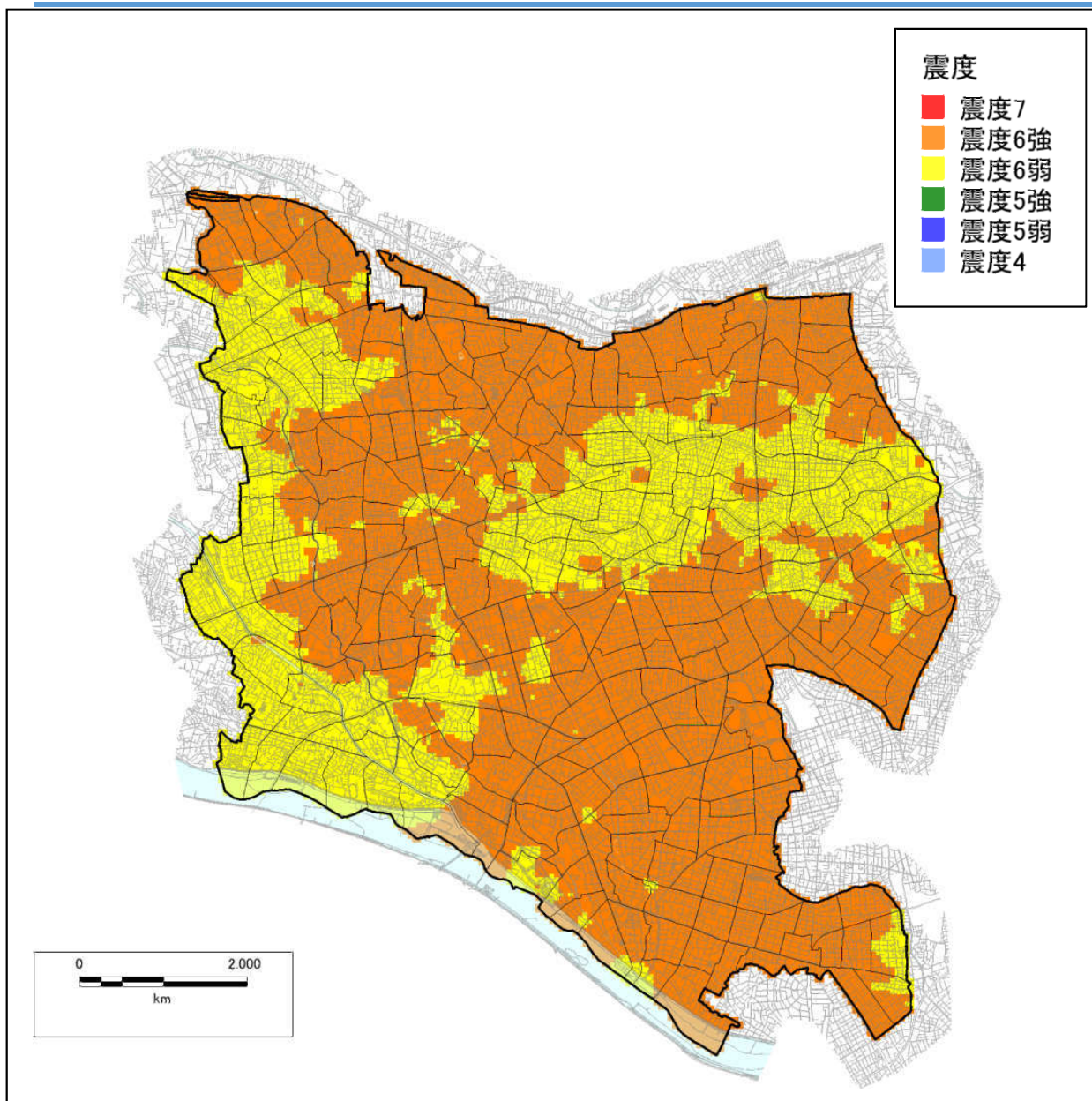
資料5 東京都緊急輸送ネットワークにおける世田谷区内指定拠点一覧表

(→P. 10 緊急輸送道路・沿道耐震化道路 路線図中★印)

種別	1次 2次 3次	施設名称	所在地
本部			
区市町村本庁舎	1	世田谷区本庁舎	世田谷区世田谷4-21-27
主要初動対応			
陸上自衛隊駐屯地	2	陸上自衛隊三宿駐屯地	世田谷区池尻1-2-24
	2	陸上自衛隊用賀駐屯地	世田谷区上用賀1-20-1
警察署	2	北沢警察署	世田谷区松原6-4-14
	2	成城警察署	世田谷区千歳台3-19-1
	2	世田谷警察署	世田谷区三軒茶屋2-4-4
	2	玉川警察署	世田谷区中町2-9-22
消防方面本部・訓練場 消防署	2	第三消防方面本部	世田谷区三軒茶屋2-33-21
	2	成城消防署	世田谷区成城1-21-14
	2	世田谷消防署	世田谷区三軒茶屋2-33-21
災害拠点病院	2	玉川消防署	世田谷区中町3-1-19
	2	至誠会第二病院	世田谷区上祖師谷5-19-1
	2	公立学校共済組合関東中央病院	世田谷区上用賀6-25-1
	2	都立松沢病院	世田谷区上北沢2-1-1
都薬剤師会医薬品・情報管理センター	2	世田谷区	世田谷区池尻3-13-1
医療用ガス販売業者倉庫	2	㈱世田谷酸素商事	世田谷区喜多見7-36-33
保健所	2	世田谷保健所	世田谷区世田谷4-22-35
大規模救出救助活動拠点	2	都立駒沢オリンピック公園(陸上競技場)	目黒区東が丘2丁目及び世田谷区駒沢公園各地内
	2	都立砧公園(野球場)	世田谷区砧公園地内
	2	世田谷清掃工場	世田谷区大蔵1-1-1
	2	千歳清掃工場	世田谷区八幡山2-7-1
医療機関近接ヘリコプター 緊急離着陸場	2	都立駒沢オリンピック公園陸上競技場	世田谷区駒沢公園1-1
	2	都立祖師谷公園運動広場	世田谷区上祖師谷3-22
	2	東京農業大学野球場	世田谷区桜丘1-1
ライフライン			
東日本電信電話(株)	2	東日本電信電話(株)世田谷ビル	世田谷区太子堂4-3-4
	2	東日本電信電話(株)砧ビル	世田谷区成城1-14-1
東京電力(株)	2	東京電力パワーグリッド(株) 渋谷支社世田谷事務所	世田谷区新町3-1-3
東京ガス(株)	2	東京ガス(株)粕谷ビル	世田谷区粕谷1-7-3
水道局支所等	2	水道局南部支所(桜丘庁舎)	世田谷区桜丘5-50-16
輸送拠点			
区市町村庁舎等	3	世田谷区立大蔵第二運動場	世田谷区大蔵4-6-1
	3	国土館大学	世田谷区世田谷4-28-1
高速道路PA、SA	3	用賀PA	世田谷区
都中央卸売市場	3	世田谷市場	世田谷区大蔵1-4-1
備蓄			
備蓄倉庫(直営倉庫)	3	北鳥山倉庫	世田谷区北鳥山7-1
	3	船橋倉庫	世田谷区船橋4-41-17

出展：東京都地域防災計画 震災編（令和元年度修正）別冊資料

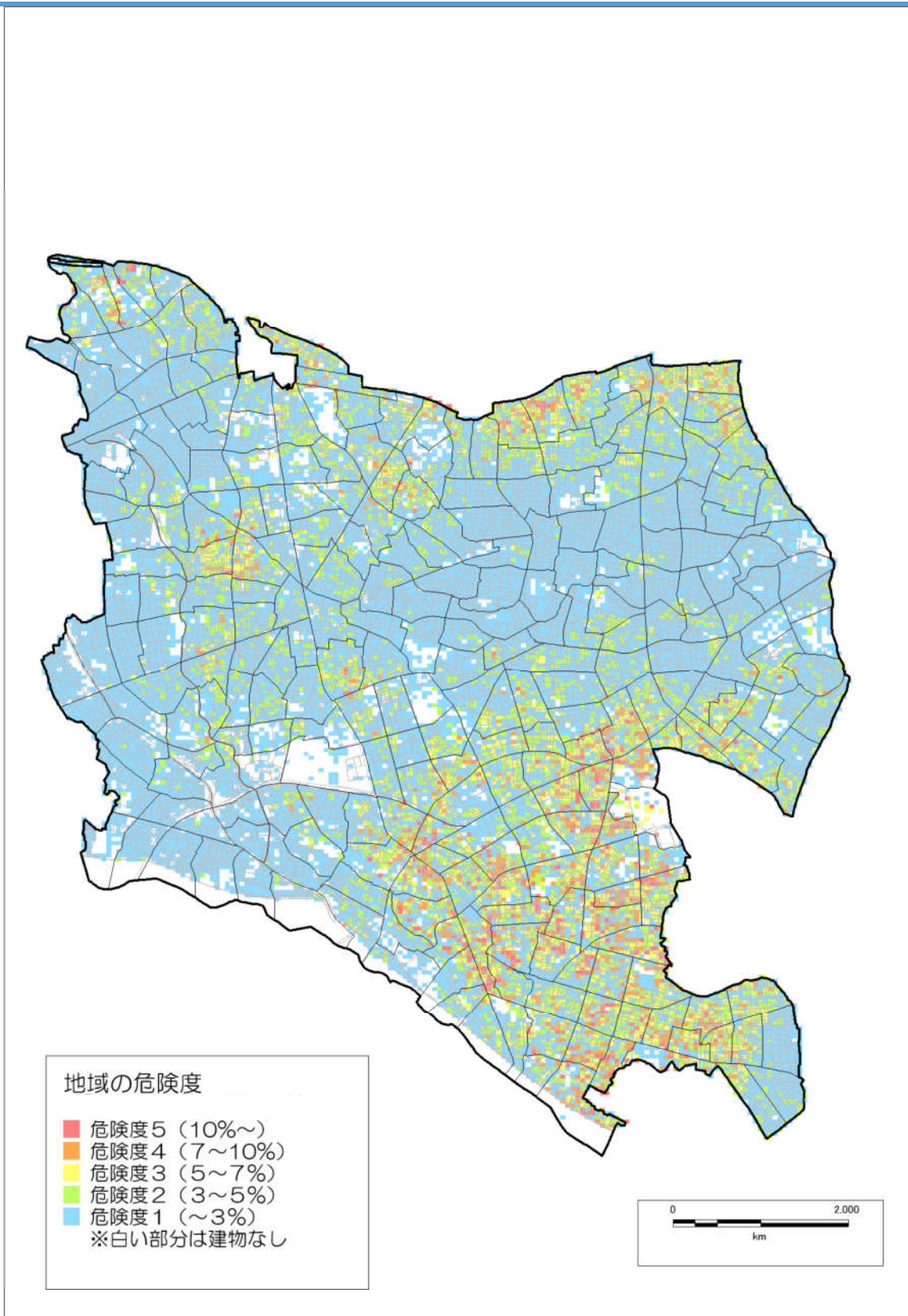
資料6 世田谷区地震防災マップ（揺れやすさマップ）



出典：首都直下地震等による東京の被害想定報告書（平成24年4月）

揺れやすさマップは、近い将来起こる可能性の高い東京湾北部地震（M7.3）を想定し、地表面の震度分布を50mメッシュ毎に表示したものです。

資料7 世田谷区地震防災マップ（地域の危険度マップ）



地域の危険度マップは、「揺れやすさマップ」で想定する震度が発生した場合に、全壊する建築物の割合を50mメッシュ毎に示したものです。地域の安全性を示すものであり、建築物一つひとつの安全性を示すものではありません。